

「過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討会」

(令和2年度第2回)【議事要旨】

1 開催日時

令和2年12月22日(火) 午前10時00分から正午まで

2 開催場所

東京都港区三田二丁目1番8号

三田共用会議所 4階 第四特別会議室

3 出席者(敬称略 五十音順)

座 長 吉井 博明

委 員 小笠原 雄二、小川 晶、加藤 正樹、佐藤 義信、清水 秀樹(石油連盟)、
清水 秀樹(長野県下伊那郡売木村)、鶴田 俊、沼尾 波子、長谷川 清美、
平野 祐子、松井 晶範、橋本 宜明(松尾 達宏 委員代理)、三宅 淳巳、森泉 直丈
オブザーバー 梶 元伸、松浦 哲哉、渡辺英樹

4 配付資料

資料2-1-1 地上タンク等を設置する給油取扱所に係る検討(WG資料2-2 一部修正)

資料2-1-2 セルフ給油取扱所におけるAI等による給油許可監視支援(WG資料2-3 再掲)

資料2-1-3 屋外給油取扱所のキャノピー制限の緩和(WG資料2-4 再掲)

資料2-2 危険物と日用品の巡回配送の検討

資料2-3 給油者を限定した給油取扱所における危険物の取扱いや危険物取扱者のあり方の検討

資料2-4 営業時間外におけるスペース活用の検討

参考資料2-1 検討会(第1回書面審議)議事要旨

参考資料2-2 各検討項目の進め方について(WG参考資料2-1 再掲)

5 議事

議事概要については以下のとおり

(1) 議事1「技術ワーキンググループ(第2回)検討状況について」

技術ワーキンググループ(第2回)における検討内容(①地上タンク等を設置する給油取扱所に係る検討、②セルフ給油取扱所におけるAI等による給油許可支援、③屋外給油取扱所のキ

キャンपी制限の緩和) について、資料 2-1-1、資料 2-1-2 及び資料 2-1-3 により事務局から説明が行われた。

質疑等の概要については以下のとおり。

【座長】 質疑に先立ち、技術ワーキンググループ（以下「技術WG」という。）における3つの課題について、技術WG座長の三宅委員から補足説明をお願いしたい。

【三宅委員】 技術WGというのは、あくまでも技術的な観点から、そして法的な要求事項との比較において、現実的にどこまで実現可能なのかについて議論している。本検討会の趣旨に照らし、技術的な安全を担保した上で現行の法規制の枠の中での実現の可能性について確認し、また一方では、安心感の醸成にどうつなげていけるかということもポイントとしている。しかしながら、安全から安心へということに関しては、主に親会においても議論の必要があるものと認識している。特に、「安全」ということについて考えていく場合には、いわゆるゼロリスクということではなく、従来の基準におけるリスクとの比較検討を行い、合理性の高いものについては、現行の技術基準で可能なところまでを解決策として提案し、あるいは結論に導いていくことを目的に議論している。

①「地上タンク等を設置する給油取扱所に係る検討」に関しては、事例調査の上で、様々なリスクシナリオを想定しているものの、今般の大雪による被害等、昨今の激甚化している自然災害を振り返ると、過去の事例を超える想定についても考慮が必要と考える。

②「セルフ給油取扱所におけるAI等による給油許可支援」に関しては、資料 2-1-2 のとおり、何が行われているかよく分からないというところを「見える化」するというのが今回の検討における一番のポイントである。関係事業者の協力の下、幾つかヒアリング等を含めて検討を進めているが、正常と異常の判断などヒアリングにより理解を深めることができた。技術開発においては、技術の進歩、事業者側の論理が先行し、社会一般にとっては、特殊性あるいは理解しがたいものとして捉えられる。このため、AI が社会から安心感を得るためには「見える化」は、非常に重要な作業であると言える。

③「屋外給油取扱所のキャンपी制限の緩和」 に関しては、まだ詳細な計算結果が出ていないため、現在のところ計算結果待ちの状態である。

これらの検討について、親会において様々な意見・助言をいただき、技術WGにフィードバックし、検討のまとめに入っていきたい。

【座長】 議事 1 について、質疑・意見等があれば伺いたい。

【委員】 技術WGでは、様々な側面から検討されており、今日の事務局からの説明でも、安全性を重視していることが伝わる。

AIの活用について、例えば、AIの活用による給油の条件については、AIがサブ（人の補助）であり、例えば、特に過疎地等の従業員不足に対して、AIを補助的に導入する趣旨と理解している。また、一方では、昨年の検討会でも検討され、本年から新たにタブレットによる給油許可や物品販売等の業務も可能となり、従来の給油業務に加えて新たに販売業務までも少人数で運営できるようになったものと考えているが、新たに起こりうるトラブルへの対応策については十分でないと感じる。今後これらの課題について、どのように検討していくのか。

【事務局】 基本的に、このAIを使ったシステムについては、あくまでも正しいことを正しいと評価できるもので、実際正しかったとしても間違っただとしてもそれはそれほど大きな問題ではないものと認識している。これを前提に試みていくことになるが、実際の給油取扱所のオペレーションの中で様々なトラブルにどう対処していくかについては、これを実際の現場でどう受け止めていくかが鍵であると考えている。実際には、令和2年度のAIに関する検討においては、特に「見える化」にフォーカスし、議論してきたが、これをシステムとして、今後、来年度以降、評価が必要になってくるものと考えられるが、この中で、どの部分でトラブルやエラー等の不具合が生じるのかも含めて、システム全体として総合的に検討し、その後、これらを踏まえ、実際に現地で活用していく観点から最終的な議論を進めていくことが必要と考える。

実際に、本年から新たに運用が始まったタブレットによる給油許可についても、関係者からは、現在、急速に広まり、そのオペレーションの中でうまく活用されてきているとの情報提供を受けており、御指摘のような懸念等も参考にしながら、さらに分かりやすく、社会からの理解を得られるシステム全体として検討を進めていけるよう、今後も議論を継続していきたい。

【委員】 ③「屋外給油取扱所のキャノピー制限の緩和」における、可燃性蒸気の滞留状況の評価に関して、現在、自身が運営する給油取扱所において揮発性有機化合物（VOC）排出抑制対策として、ステージ1、ステージ2対応機を導入し、VOC排出抑制のための自主的取組を実施している。この中で、これらVOC対策を導入している給油取扱所と導入していない給油取扱所とでは可燃性蒸気の滞留状況への影響が異なることが予想される。可燃性蒸気の滞留状況を評価するシミュレーションでは、VOC対策の影響も条件に加え、分析していただきたい。

【事務局】 現実的には、可燃性蒸気の滞留についてはキャノピーの拡大を阻害する大きな要因とはならないであろうと予想している。しかしながら、基本的には、VOC等の新し

い技術にも対応できるよう、時間の許す限りにおいてこれらの影響等も考慮し検討を進めていきたい。

【座 長】 只今の意見は、VOC対策をパラメーターに含めてシミュレーションを実施すべきとの提案と理解するが、事務局からの説明のとおり、現在スーパーコンピューターは新型コロナウイルスに関連する計算を優先して稼働しており、本検討における安全性の評価・検証のためのシミュレーション実施回数を増やせない（パラメーターを1つ追加するだけでも、相当数のケースを検証することになる。）という制限がある中、他のパラメーターも含めて、どの程度のケースによりシミュレーションを実施し、評価・検証していくのか。

【事務局】 現状では基本的に数パターンが限界と考えている。御指摘の点については、パラメーターとして追加し評価する方法と、パラメーターに含めない結果から改めて、当該観点から評価する方法の2通りの方法が考えられるが、シミュレーションの途中経過や結果を踏まえ技術WGにおいて技術的議論を経た上で改めて評価していきたい。

【座 長】 承知した。

その他、地上タンクに関して、売木村の清水委員はいかがか。

【清水委員(売木村)】 売木村の地上型のコンテナ給油取扱所は、8月から営業を始めており、営業を開始してから改めて気づいた点等について補足させていただく。

売木村においてはハイオクが必要のため、コンテナを2つ設置し、一つのコンテナでガソリン、ハイオク、軽油の3油種を、残りの別のコンテナで灯油を取り扱っている。今後は、灯油も同一のコンテナで取り扱い、一つのコンテナで4油種を取り扱えるようになるとより効果的と考える。

また、過疎地においては、地下タンクの更新等を考慮すると、地上型の給油取扱所も有効な手段と考えられる。しかし、当該給油取扱所の設置に関しては、安全な場所が確保できていることが大前提であると考えます。

さらに、キャノピーについて、売木村設置の地上型のコンテナ給油取扱所にはキャノピーがなく、雨が降ると雨水が車の給油口に入り、また、先般の大雪では、敷地内の雪かきが間に合わず、給油空地内が滑って非常に危険な状態となり、実際、1台が滑りバリケードに当たった事例についての報告も受けている。安全のためにもキャノピーは必要な設備であると感じた。

売上げについては、給油取扱所の立地が替わったこともあり、以前と比べ20%ほど売上げが伸びている状況である。

【座 長】 特に雨や大雪等気象に対して、地上タンクのみの問題だけでなく、敷地全体の対応も含めての課題が浮き彫りになったと理解した。この点について事務局からはどうか。

【事務局】 まず、地上タンクの在り方等については、売木村での先行事例も参考にしながら今回の技術ワーキンググループにおいて議論していきたい。

また、キャノピーに関しては、売木村の先行事例については、資料2-1-1のとおり、タンクと固定給油設備が一体となったコンテナ型の設備であり、現状では危政令第23条による特例適用による運用であるため、個別に対応すべきものと考えている。

さらに、キャノピーの設置を想定し、地上タンクと固定給油設備が分離したもののイメージとして資料2-1-1の7ページ及び8ページにイラストで示している。地上タンクと固定給油設備を分離し、埋設配管とする給油取扱所のイメージについては、こうしたキャノピー等を設置する上での考え方も考慮に入れつつ、検討を進めている。

危政令第23条の特例による個別での取扱いである売木村における先行事例と、現在検討している地上タンクを設置する上での安全性の評価、検討の話については、それぞれ同時並行的に進めていきたいと考えている。

【請水委員(売木村)】 承知した。

【座長】 他の意見はいかがか。

【委員】 地上タンクに関して、屋外タンクのイメージは、売木村の先行事例のようなコンテナ型のイメージであれば、このような形式になるものと想像していたが、売木村の形式とは異なる一般的な屋外タンク(資料2-1-1、8ページ)をイメージした場合、当該屋外タンクの設置位置は、道路側でなく隣接敷地側に設置されるものと考えられる。危政令第11条の屋外タンクについては、保安距離等の基準により、周囲の他の建築物等への延焼・類焼の危険性に対する安全確保策が設けられているが、一方で、給油取扱所においては、屋外タンクのように保安距離等の基準が設けられていないため、屋外タンクなど保安距離等の安全基準があるものと比較した場合、給油取扱所に設置する屋外タンク(地上タンク)については、敷地内における設置位置の指定・制限をするなどの追加の安全確保策が必要と考える。例えば、キャノピー内の設置は不可、屋外タンクの周囲や事務所等建築物との間に防火上有効な塀あるいは離隔距離を設けるなどの規制についての検討が必要と考える。特に、タンクの材質として樹脂製のタンクも認めていくとする場合においては、なおさら設置位置等の延焼・類焼危険に対する安全確保策についての議論が必要である。

【事務局】 資料2-1-1の13ページにおいて第2回技術WGの論点をまとめているが、技術WGにおける検討は、現在も議論の途上であるとの認識のため、今後は、さらに御指摘の点についても考慮し、検討を進めていきたい。危険性の評価に併せ、地上タンクの設置位置等の規制について、どのような形式による規制が適切なのか議論を深めていきたい。

(2) 議事2「危険物と日用品の巡回配送の検討について」

資料2-2により事務局から説明が行われた。

質疑等の概要については以下のとおり。

【座長】 議事2について、各委員から御意見伺いたい。

【委員】 現在、過疎地において日用品の巡回配送は、非常に重要な課題と考える。

過疎地における生活において利便性を損なわないよう、過度の規制を避けるべきとの視点で考えているのか。また、本検討項目について具体的な対策は考えているのか。

【事務局】 当該項目の検討を進め、さらに社会実装化を目指していく場合には、一定の条件あるいは考え方について改めて整理し、また、フィールドにおけるモデル検証を経た上で、さらに検討を重ねていく必要があると考えている。こうした考え方と併せて、実際にフィールドにおけるモデル検証を実施する際に必要な論点の整理として、資料2-2、12ページで示した。今年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により実証が困難な状況のため、今後は、これらのニーズについてさらに具体的に把握できた段階において、それぞれ適切に対応していきたい。

【座長】 実際のニーズが少ないものについて議論を重ねていくことは、非効率的であるため、検討に当たっては、具体的にどのようなニーズがあるのかについて把握することが重要と考える。

本検討項目のニーズの把握に関する今年度中の具体的な計画等について伺いたい。

【事務局】 ミニローリーの製造業者からは、少数ながらこうしたニーズもあると聴取しているが、事務局としてまだ十分に把握しきれていないわけではない。一定のニーズ、あるいは、今後さらに社会の進展等によっては、こうした事例も増えてくるであろうと推測する。現状では、構想の段階で具体的なニーズにまで至っていないというケースも多いため、今年度中のニーズの把握は難しい状況といえる。今後、機会を捉えて、ニーズ又は具体的計画等について要望等ある場合には、フィールドにおけるモデル検証を経た上で、改めて検討について考えたい。

【座長】 他の意見はいかがか。

【委員】 危険物を移送・積載する車両の事故等に対する訓練の実施状況について伺いたい。

以前、高圧ガス運搬車両の事故訓練に参加したことがあるが、大変感心した。危険物においても高圧ガス同様、定期的に訓練を行っているのか。

規制と同時に、訓練等により社会一般に「見える化」することで、安心につながる。このような制度も必要ではないか。

【事務局】 危険物においても定期的に訓練をしているものと承知している。

危険物の取扱い作業に従事する危険物取扱者については、保安講習の受講が義務づけられている。現在、講習の内容について見直しを行っているが、この中で、新たにより多くの事故等の実事例を反映させ、現場にフィードバックできるよう取り組んでいる。こうした取組みにより実効性を担保していきたい。社会一般の安心感にどう寄与するか、その方法については、新たな課題として改めて別の機会に検討したい。

(3) 議事3「給油者を限定した給油取扱所における危険物の取扱いや危険物取扱者のあり方の検討について」

資料2-3により事務局から説明が行われた。

質疑等の概要については以下のとおり。

【座長】 議事3について、各委員から御意見伺いたい。

【委員】 政府から2050年までに国内の温室効果ガスの排出を実質0とする方針が表明されたが、エネルギー政策に関して転換の必要性を感じる。過疎地も含めて、根本的なエネルギー政策について、国の方針を確認した上で検討しなければ、これ以上議論が進まないのではないか。

また、「みなし従業員」という考え方については、消防法だけでなく、勤務時間など、労働基準法等の他の法規との調整も必要な課題と考える。これらについて議論をする上では、消防法だけでなく、他の法規との調整も取りつつ、実現可能な実効性の高い制度となるよう取りまとめていく必要があるのではないか。

【事務局】 当該検討における「みなし従業員」については、労働者として取り扱うのではなく、危険物の取扱い上の「施設の従業員」とみなして取り扱うとする、あくまでも消防法上の、危険物規制上に限ったものであるため、労働基準法等の他の法令との調整を図る必要はないものと考えている。

しかしながら、一方では、給油者を一般顧客と区別するために制限・限定する場合において、これらを区別する方法としては、例えば、比較的安価な方法であれば、専用の固定給油設備のノズルを施錠し、一般の顧客は給油できないよう管理し区別するなどの方法が考えられる。過疎地等における給油取扱所の営業形態、あるいは維持の在り方についても、やはり実際にフィールドにおけるモデル検証による実証が必要であると考える。実際にこうした機会が得られた場合にどのように検討を進めていくのかという論点について取りまとめることまでが、今年度の検討における一つの到達点ではないかと考えている。

【座長】 今後は根本的なエネルギー政策の転換等大きなテーマも含まれるようであり、本検

討会の枠を超える大きな課題も残されているという認識を持つ必要があるのではないか。

他の意見はいかがか。

【委員】 漏えい等の事故が発生した場合の危険物取扱者の責任の所在について明確にする必要があるのではないか。

給油取扱所については危険物保安監督者の選任が義務づけられており、過疎地等の給油取扱所では従業員が1人しかおらず当該従業員が保安監督者を兼ねているような場合が多い。危険物取扱者資格の緩和は、果たして、当該責任を負うことに関して適当であるのかどうか。また、危険物保安監督者の資格要件（6か月以上危険物取扱いの実務経験を有する）の緩和も含めて検討しなければ、過疎地のような状況において当該要件を満たし、危険物保安監督者の資格を得ることは困難ではないか。

【事務局】 本検討に関しては、危険物保安監督者についての議論も必要と考える。また、危険物取扱者の責任の在り方等についても改めて整理する必要があると考えている。今回の議論を踏まえ、次回の検討会では、この点について補足したい。

（4）議事4「営業時間外におけるスペース活用の検討について」

資料2-4により事務局から説明が行われた。

質疑等の概要については以下のとおり。

【座長】 議事4及び他の議事も含め、これまで御発言いただけていない委員の他、多くの委員から御意見をいただきたい。

【委員】 特に後段の議論については、今後のニーズの実態把握の中で、どのように適用を考えていくかという点について検討していただきたい。

専門的な技術・知識を有する専従の事業者又は従業員に加えて、専門的な知識・技術を有しない一般の地域住民等が参画できる新たな制度に関して、そのルールをどのように定めていくかが重要なポイントである。緩和すべきでない規制と、緩和してもよい規制の0か1かではなく、従来の制度を前提として、それを補えるよう新たな制度をどう織り込んでいくのか、その中間点・妥結点について検討していただきたい。

今般、政府がガソリン車等の廃止も含めたカーボンニュートラル、燃料などエネルギー政策の転換に動きだしている中、将来的な過疎地における燃料供給基地に対する追加の投資戦略を考えるとときには、本検討における規制緩和も含め、コストと人員の課題をどう具体化して考えていくかという視点が必要になってくるのではないか。

エネルギー政策の転換という議論はあるにせよ、先行投資に関しては困難が伴うも

のと予想する。今後の過疎対策事業、自動車の在り方、過疎地における燃料供給も踏まえ、既存の給油取扱所を維持できるよう規制緩和を含む環境整備について、まずは従来の仕組みを前提としたスキームで検討し、そこに新たな可能性を加えて考えていくことが必要ではないか。例えば、地上タンクの検討を例にすると、今後、電気自動車が主流となり当該充電施設も併せて必要となってくる場合に、それぞれに必要なとされる安全性を満たすようどう考えていくのかなど、現在、これまで検討の前提としてきた枠組みが揺らいできており、今後の見通しが難しい状況ではあるが、可能な限りこれらも視野に入れ検討していくことが大切ではないか。

【座長】 非常に大きな社会の変化の流れの中、今後、本検討をどう位置づけていくかという、根本的な問題について提起いただいた。

【委員】 営業時間外におけるスペース活用の検討に関して、屋内の利用を考えた場合、人数制限に加えて、二方向避難についても検討すべきではないか。

【委員】 様々に安全対策を講じたとしても、危険物の危険性を完全に排除できるものではないと個人的には考えている。新たな投資が困難な実情においても事業者側の負担は避けられないため、可能な限り追加コストを抑え、ソフト面での対応を中心とした仕組みが構築できればよいのではないか。

【委員】 議事2「危険物と日用品の巡回配送の検討」に関して、移動タンク貯蔵所等に対する立ち入り検査の現場で確認したところによると、現状のミニローリーは、タンク容量と計量器だけでもその積載重量のほぼ全てを占めているものが多いようである。巡回配送の検討により、消防法上、さらに日用品や他の油類等の追加積載ができるとする場合には、これにより、過積載という他法令の違反を助長することがないように留意しなければならない。

【座長】 危険物と日用品の巡回配送の検討に関しては、現実的には、消防法上よりも過積載等他法令における課題の方が大きく、他法令の違反を助長しないよう、他法令との調整を図っていくことにも留意が必要である。

【委員】 実際には、過積載とならないよう積載可能な半分の量までしか積載していないというのが実情のようである。このため、他法令違反を助長することがないように慎重に検討を進めていかなければならない。

【座長】 当該検討項目における実態について認識することができた。

【委員】 議事4「営業時間外におけるスペース活用の検討」に関して、現状では休日夜間等の関係者の不在時であっても、いたずらによる被害が多いとはいえない状況であるため、営業時間外等の施設関係者不在時における危険物取扱い上の責任を、危険物保安監督者等の施設側のみに課すだけではなく、施設を利用する側にも、使用するに当たって

の遵守事項や条件等（例えば、消火器の取扱いを熟知しているなど）を厳しく制限する必要もあるのではないか。

【委員】 議事4「営業時間外におけるスペース活用の検討」については、やはり施設を利用する側の責任にも言及する必要があるのではないか。また、検討にあたっては、本人の特定や認証等に関する技術的な議論（例えば、画像認識やマイナンバーカードの活用等）も盛り込むべきであり、また、個人情報の取扱いへの配慮も議論を進めていく上では必要と考える。また、技術的な議論以外にも、新たな制度等の導入に当たっては、十分な説明や意見交換が重要となってくるのではないか。

【委員】 全般的には、やはり、危険物の取扱いにおいて、ゼロリスクというのは現実的には困難であり、事故が起きた際の対応要領、つまり災害に備えた訓練の実効性の確保が重要であると考え。しかしながら、以前は、オイルパンの火を実際に消火器で消すといった訓練も実施していたが、近年ではこうした訓練ができない、若しくは少ない状況で、実際に火を消した経験がある人は危険物取扱い事業所の関係者であっても少ないのではないか。最低限、危険物取扱者については、実際の火を用いた消火訓練程度は担保できるよう配慮すべきではないか。

議事4「営業時間外におけるスペース活用」については、実態として、地域イベント等その活用が期待されているため、個人的には実現に向け速やかに検討を進めていくべきと考える。

【委員】 親会で議論する議事2、3及び4の検討課題については、AIに関する検討と同様、幅広く理解が得られるよう「見える化」が非常に重要であり、双方向のコミュニケーションの下に信頼感を醸成していくことが不可欠である。

また、様々なリスクに備えるために、平時のみならず、災害等緊急時のリソースが足りなくなる状況を想定し、事前にどの程度まで準備するのか、制度設計も含め、より大きな視点で考えなければならない。しかしながら、今回の検討会だけではこれらに対応するには時間的に非常に難しいため、残された検討では、幾つかの提案ないしは課題の抽出に焦点を当て議論していくことも必要ではないか。

【事務局】 事務局から補足すると、本検討会は2年計画で予定しており、親会・技術WG共に残すところそれぞれ1回のみ予定である。2年ほど前の発足当初から様々なニーズ・要望等を受け、これらのニーズ・要望等をベースに課題を抽出し、これまで検討を進めてきた経緯がある。抽出した検討課題については極力、一定の結論ないしは方向性を示すと共に、積み残しの課題についても最低限、整理までは行い、結論が得られた部分については、基準あるいはガイドラインとして発出していきたい。

電気自動車やエネルギー政策の転換等、給油取扱所を取り巻く環境や社会情勢が大

きく変化し、もともとの議論の土台としていた前提が当初とは異なってきている。給油取扱所を取り巻く環境・社会の変化については、この検討会の報告の中でも、中長期的な視点で触れる必要があると考える。また、今回の検討会でまとめ切れない部分についても、今後全く検討の必要がないというものではなく、一定の整理をつけた上で、改めて別の機会に検討していきたい。

(5) 議事5「その他」

事務局から今後の予定、事務連絡及び注意事項について説明が行われた。

(6) 検討会后追加意見

【委員】 「過疎」の指定要件をみると、人口低密度地域であっても、昭和の合併前の旧町村エリアの中には、中心部の人口が減少していないという理由から、過疎指定の対象とならない場合がある。また、人口密度が低くSSの存続が難しい地域であっても、発電所があるなどの理由により財政力が平均より高い場合には過疎指定から外れることとなる。現在、来年4月以降の「新過疎法」制定に向けた検討が進められているが、過疎指定要件について、今後、抜本的な基準見直しということにはならないだろう。

本検討会における規制見直しの趣旨は、「SSの存続が危ぶまれる地域」における安定的な燃料確保であるため、規制見直しの対象地域の選定については、人口密度を考慮するなど、「SSの存続が危ぶまれるなどの理由により、燃料確保が困難な地域」全体を網にかけることのできる線引きについて、丁寧に確認する必要があると考える。

以 上